

●香川県公安委員会告示第2号

犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律（昭和55年法律第36号。以下「法」という。）第23条第1項の規定により、犯罪被害者等早期援助団体として次の法人を指定したので、犯罪被害者等早期援助団体に関する規則（平成14年国家公安委員会規則第1号）第2条の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成23年香川県公安委員会告示第1号（犯罪被害者等早期援助団体の指定）は、廃止する。

平成26年4月8日

香川県公安委員会委員長 横 井 久 子

- 1 法人の名称及び住所並びに代表者の氏名
 - (1) 名称 公益社団法人 かがわ被害者支援センター
 - (2) 住所 高松市天神前7番18号 合田第2ビル2階
 - (3) 代表者の氏名 理事長 木村大三郎
- 2 法第23条第2項に規定する事業（以下「援助事業」という。）を行う事務所の名称及び所在地
 - (1) 名称 公益社団法人 かがわ被害者支援センター
 - (2) 所在地 高松市天神前7番18号 合田第2ビル2階
- 3 当該法人が行う援助事業に係る犯罪被害等
法第2条第4項に規定する犯罪被害等
- 4 指定を行った年月日
平成26年4月1日